

18・19歳の教育的措置 は少年法で

少年法の対象年齢引き下げに反対します

今、少年法の対象年齢を「20歳未満」から「18歳未満」に引き下げることが政府内で検討されています。

しかし、実際に少年事件に関わっている家庭裁判所調査官などの裁判所職員は、年齢が引き下げられて18・19歳の少年を対象から外すことは、少年事件の実態に合ったものではなく、少年法に対する様々な誤解が背景にあると考えており、反対しています。

ぜひ、少年法について知っていただき、私たちのとりくみにご理解とご支援をお願いします。

18・19歳こそ、立ち直りのターニングポイント

18・19歳は就職や進学など、自立に向けた人生を歩き始める時期と重なるため、少年たちは周囲の働きかけで大きく変化します。

そうした「成長の時期」だからこそ、立ち直るためのターニングポイント（転換点）であり、少年法の手続きが有効だということ、少年事件を担当している裁判所職員共通の認識です。

少年法は「少年の健全な育成」を目的に作られた法律です。非行を犯した少年を更生させるための様々な教育的措置は少年法にもとづいて行われていますが、これは、少年自身を更生させるとともに、再犯を防止し、犯罪から社会を守るためにも大きな役割を果たしています。

家庭裁判所の役割

・・・

少年の事件は原則として、全て家庭裁判所に送られます。

家庭裁判所では、心理学や社会学などの専門的知識を持った家庭裁判所調査官が少年と面談し、非行事実だけでなく、生育歴や生活環境等も含めた調査を行います。

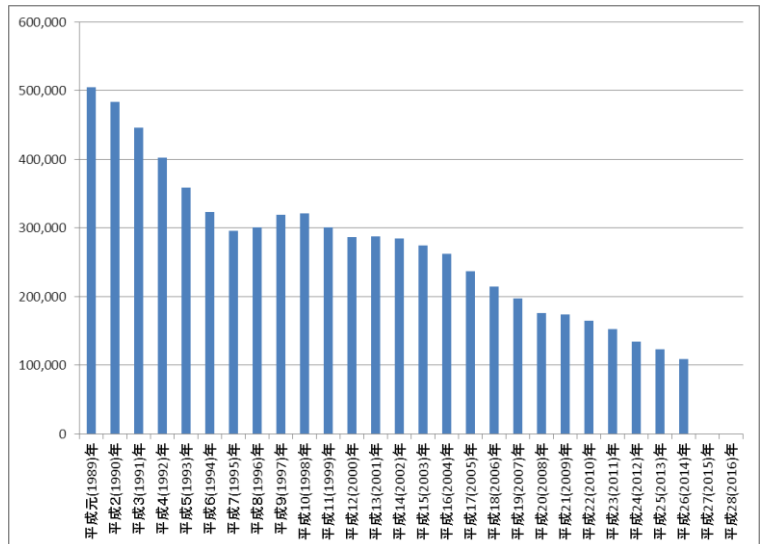
また、自分が起こした事件と向き合わせたり、社会奉仕活動をさせたり、家庭環境を調整したり…、様々な教育的措置を行っています。

少年院に送致される事件だけではなく、その他の処分になった場合でも、家庭裁判所のこうした教育的措置によって、少年たちに更生の機会を与えるとともに、再犯防止につながる成果をあげています。

少年事件は増加・凶悪化している？

⇒ むしろ減少しています

統計を見ると、少年事件はむしろ減少しており、増加しても、凶悪化していません。時折、少年が犯した重大な事件がマスコミでショッキングに報道されるために、多くの人たちが「増加している」「凶悪化している」というイメージを持っているだけなのです。



最高裁判所が公表している司法統計から

少年法は「甘い」法律？

⇒ 「甘い」法律ではありません

少年法と成人の刑事手続きとは目的が違います。少年事件については、非行事実だけではなく、保護する必要があるか（要保護性）ということも判断材料になるため、成人であれば罰金等で終わる事件でも、必要があれば少年院に送るなどの処分が行われるケースもあります。決して「甘い」法律ではありません。また、殺人等の重大な事件を犯した場合には、家庭裁判所から検察庁に送って成人と同じ刑事裁判になり、少年であっても、事案によっては死刑になることもあります。

「選挙権年齢」と合わせる必要がある？

⇒ 法律ごとに違っていても構いません

対象年齢引き下げは、18歳選挙権が実現したことをきっかけに検討が始まったものですが、飲酒・喫煙、結婚などでもわかるとおり、法律が定める対象年齢は法律ごとに違いがあっても当然です。法務大臣も国会で「論理必然的に少年法の対象年齢を同様に引き下げなければならないものではない」（2016年1月19日参議院法務委員会）と答弁しています。

全司法労働組合

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所内

電話：03-6272-9810

FAX：03-3239-4515

E-mail

mail@zenshiho.net